

令和7年度 維持管理の状況 (廃棄物処理法第9条の3第6項)

岸和田市貝塚市クリーンセンター

○処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

単位：t

種類	月	1号炉	2号炉	3号炉	合計
可燃ごみ	4月	1,801.15	4,497.44	1,505.03	7,803.62
	5月	0.00	4,710.84	0.00	4,710.84
	6月	2,664.18	3,764.82	0.00	6,429.00
	7月	4,489.35	271.34	0.00	4,760.69
	8月	4,377.18	4,706.76	0.00	9,083.94
	9月	4,399.83	4,699.37	0.00	9,099.20
	10月	339.79	1,941.74	0.00	2,281.53
	11月	0.00	4,196.09	1,375.60	5,571.69
	12月	900.17	1,339.31	4,651.75	6,891.23
	1月	4,672.16	0.00	4,595.32	9,267.48
	2月	4,398.58	90.32	4,299.50	8,788.40
	3月	4,647.89	1,946.24	0.00	6,594.13

○燃焼室中の燃焼ガスの温度

単位：℃

測定を行った位置	月	1号炉	2号炉	3号炉	基準値※1
焼却炉	4月	962	972	936	800℃以上
	5月	-	976	-	
	6月	931	960	-	
	7月	898	906	-	
	8月	923	973	-	
	9月	933	963	-	
	10月	927	959	-	
	11月	-	972	957	
	12月	952	964	969	
	1月	950	-	939	
	2月	933	-	941	
	3月	955	965	-	

備考：測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の1日

測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない
表中の「-」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

○集じん器に流入する燃焼ガスの温度

単位：℃

測定を行った位置	月	1号炉	2号炉	3号炉	基準値※1
減温塔出口	4月	173	173	173	おおむね200℃以下
	5月	-	172	-	
	6月	178	171	-	
	7月	174	170	-	
	8月	174	177	-	
	9月	176	177	-	
	10月	176	173	-	
	11月	-	173	171	
	12月	173	179	171	
	1月	176	-	171	
	2月	176	-	172	
	3月	178	173	-	

備考：測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の1日

測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない
表中の「-」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

○煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(酸素濃度12%換算値)

単位：ppm

測定を行った位置	月	1号炉	2号炉	3号炉	基準値※1
煙突	4月	0	0	0	100ppm以下
	5月	-	0	-	
	6月	0	0	-	
	7月	0	0	-	
	8月	0	0	-	
	9月	0	0	-	
	10月	0	0	-	
	11月	-	0	1	
	12月	0	0	0	
	1月	0	-	0	
	2月	0	-	0	
	3月	0	0	-	

備考：測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の1日

測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない
表中の「-」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

○冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

除去位置	除去年月日(焼却炉停止中)
冷却設備及び排ガス処理設備	10月7日~8日
1号炉	7月9日~15日・10月20日~21日
2号炉	4月21日~24日
3号炉	

備考：焼却炉運転中の冷却設備(過熱器)については、ストローブローで周期的に除去

焼却炉運転中の排ガス処理設備(バグフィルタ)については、エアールスで周期的に除去

※1：廃棄物処理法施行規則第4条の5に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

○煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度

単位：ng-TEQ/m³

排ガスを採取した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※2
煙突	1号炉	令和7年9月29日	令和7年10月27日	0.000038
	2号炉	令和7年5月27日	令和7年6月24日	0.00063
	3号炉	令和7年12月25日	令和8年1月22日	0.000052
				0.1ng-TEQ/m ³

○煙突から排出される排ガス中の硫黄酸化物排出量

単位：m³/h

排ガスを採取した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※3	
煙突	1号炉	令和7年6月27日	令和7年7月11日	0.0073	24.9m ³ /h
		令和7年9月29日	令和7年10月17日	0.0054	24.6m ³ /h
		令和8年1月6日	令和8年1月20日	0.0074	24.6m ³ /h
		令和8年3月10日	令和8年3月18日	0.013	24.9m ³ /h
	2号炉	令和7年5月27日	令和7年6月19日	0.0093	24.7m ³ /h
		令和7年8月22日	令和7年9月12日	0.0032	24.5m ³ /h
		令和7年9月30日	令和7年10月17日	0.0048	23.8m ³ /h
		令和7年11月27日	令和7年12月17日	0.0046	23.8m ³ /h
	3号炉	令和8年3月9日	令和8年3月18日	0.0049	23.9m ³ /h
		令和7年12月25日	令和8年1月20日	0.011	24.1m ³ /h
		令和8年1月13日	令和8年1月26日	0.0050	24.4m ³ /h

○煙突から排出される排ガス中のばいじん濃度（酸素濃度12%換算値）

単位：g/m³

排ガスを採取した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※4 (自主基準)	
煙突	1号炉	令和7年6月27日	令和7年7月11日	<0.0007	0.04g/m ³ (0.01g/m ³)
		令和7年9月29日	令和7年10月17日	<0.0007	
		令和8年1月6日	令和8年1月20日	<0.0007	
		令和8年3月10日	令和8年3月18日	<0.0007	
	2号炉	令和7年5月27日	令和7年6月19日	<0.0007	
		令和7年8月22日	令和7年9月12日	<0.0007	
		令和7年9月30日	令和7年10月17日	<0.0007	
		令和7年11月27日	令和7年12月17日	<0.0006	
	3号炉	令和8年3月9日	令和8年3月18日	<0.0006	
		令和7年12月25日	令和8年1月20日	<0.0007	
		令和8年1月13日	令和8年1月26日	<0.0006	

○煙突から排出される排ガス中の塩化水素濃度（酸素濃度12%換算値）

単位：mg/m³

排ガスを採取した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※5 (自主基準)	
煙突	1号炉	令和7年6月27日	令和7年7月11日	<0.7 (<0.7ppm)	700mg/m ³ (15ppm)
		令和7年9月29日	令和7年10月17日	<0.7 (<0.7ppm)	
		令和8年1月6日	令和8年1月20日	6 (3ppm)	
		令和8年3月10日	令和8年3月18日	3 (1ppm)	
	2号炉	令和7年5月27日	令和7年6月19日	<1 (<0.7ppm)	
		令和7年8月22日	令和7年9月12日	<1 (<1ppm)	
		令和7年9月30日	令和7年10月17日	<1 (<0.7ppm)	
		令和7年11月27日	令和7年12月17日	<0.6 (<0.6ppm)	
	3号炉	令和8年3月9日	令和8年3月18日	<0.6 (<0.6ppm)	
		令和7年12月25日	令和8年1月20日	7 (4ppm)	
		令和8年1月13日	令和8年1月26日	<0.6 (<0.6ppm)	

○煙突から排出される排ガス中の窒素酸化物濃度（酸素濃度12%換算値）

単位：ppm

排ガスを採取した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※6 (自主基準)	
煙突	1号炉	令和7年6月27日	令和7年7月11日	10	250ppm (30ppm)
		令和7年9月29日	令和7年10月17日	21	
		令和8年1月6日	令和8年1月20日	20	
		令和8年3月10日	令和8年3月18日	21	
	2号炉	令和7年5月27日	令和7年6月19日	22	
		令和7年8月22日	令和7年9月12日	20	
		令和7年9月30日	令和7年10月17日	20	
		令和7年11月27日	令和7年12月17日	19	
	3号炉	令和8年3月9日	令和8年3月18日	19	
		令和7年12月25日	令和8年1月20日	16	
		令和8年1月13日	令和8年1月26日	18	

備考：ng（ナノグラム）…10億分の1グラム

TEQ…毒性等量と言い、ダイオキシン類には異性体（構造が異なるもの）が多く存在し、それぞれ毒性の強さが異なる。

ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ダイオキシンの毒性を1として、それぞれの

異性体の毒性を2,3,7,8-TeCDDに換算して合計したもの。

m³（ノルマル立法メートル）…摂氏0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積

ppm…濃度や割合を示す単位で、10万分の1を表す。

※2：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2に規定する排出基準

※3：大気汚染防止法施行規則第7条に規定する排出基準

硫黄酸化物の排出基準は、煙突の高さに応じて許容排出量を定めるK値規制方式であり、測定時の排ガスの流量、流速、温度の実測値により算出されるため、一定の値をとらない。

※4：大気汚染防止法施行規則第4条に規定する排出基準

※5：大気汚染防止法施行規則第5条第1号に規定する排出基準

※6：大気汚染防止法施行規則第5条第2号に規定する排出基準